

研究不正防止ハンドブック

令和 2 年度

TSM

東京音楽大学

目次

1. はじめに
2. 研究者行動規範
3. 研究不正行為の種類
 - 3-1. 研究費の不正使用
 - 3-2. 研究活動における不正行為
4. 研究不正行為の防止に関する取組み
 - 4-1. 研究費の不正使用防止に関する取組み
 - 4-2. 研究活動における不正防止に関する取組み
5. 研究不正への対応
 - 5-1. 研究費の不正使用
 - 5-2. 研究活動における不正行為
6. 不正行為の防止に関する対応窓口
 - 6-1. 研究費の不正使用
 - 6-2. 研究活動における不正行為
7. 利益相反について
8. 不正行為の防止に関する規程等

1. はじめに

このハンドブックは、競争的資金をはじめとする公的研究費の不正使用及び研究データのねつ造や倫理的遵守事項等の違反といった研究活動における不正行為を防止する観点から、研究活動に携わる本学の教職員や大学院生などに対して、これらに対する認識をできるだけ分かりやすく記載したものです。

昨今、研究費の不適切な使用、研究活動上の不正行為等が相次いで指摘されており、研究機関としてコンプライアンスの徹底など、不正防止に向けた取組が、一層強く求められております。文部科学省からは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正文部科学大臣決定）や、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）が示されたことから、これらのガイドラインに沿って学内規程等を整備してまいりました。

今般、その内容をまとめ、本学において研究活動に携わる皆さまに活用していただくため、本ハンドブックを作成いたしました。

なお、本ハンドブックは研究不正の概要や、基本的なルールを取りまとめたものであり、全てを網羅しているものではありませんので、疑問が生じた場合などは各担当課に相談し、遵守すべき手続きや、ルールなどを確認した上で、対応してください。

教職員、大学院生などの皆さまにおかれましては、これらをしっかり認識した上で、益々の研究活動の発展にご尽力いただけますよう、お願いいたします。

東京音楽大学
学長 野島 稔

2. 研究者行動規範

東京音楽大学は、公的性格を有する学術研究の信頼性と公正性を担保し、本学の学術研究業務に対する国民の信頼を確保するとともに、社会に対する説明責任があることを自覚し、本学において研究者等が研究等を適正に遂行するための行動の基準を「行動規範」として定めています。

「東京音楽大学における公的研究費の使用に関する行動規範」（平成31年4月1日制定）より抜粋

1. 研究者等は、公的研究費の原資が国民の税金その他公的な支援によるものであることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。また公的研究費は、機関（本学）による管理が必要であるという原則を自覚して行動しなければならない。
2. 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守するとともに、常に説明責任を果たさなければならない。
3. 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務職員は、研究活動の特性を理解し、専門的能力をもって効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、関係部署等と協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 研究者等は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう透明性を確保した上で公正に行動しなければならない。
6. 研究者等は、公的研究費の取扱いに関するコンプライアンス教育・研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
7. 研究者等は、公的研究費の不正使用が本学におけるすべての研究に深刻な影響を与えることを自覚し、別に定める「東京音楽大学公的研究費不正使用防止計画」を踏まえて行動しなければならない。

また、研究者が遵守すべき行動規範として、日本学術会議「科学者の行動規範」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の内容についても、十分に留意してください。

日本学術会議「科学者の行動規範－改訂版－」（平成 25 年 1 月 25 日）より抜粋

I. 科学者の責務

（科学者の基本的責任）

- 1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（科学者の姿勢）

- 2 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の科学者）

- 3 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

- 4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

- 5 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（科学研究の利用の両義性）

- 6 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

〔参考〕

日本学術会議「科学者の行動規範」：<http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/>

2. 研究者行動規範

日本学術振興会「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」より抜粋

2.2 科学者の責務

社会における科学者の責務とは何でしょうか。科学者には、その英知をもって新たな発見をしたり、社会が抱えるさまざまな課題を解決してほしいという社会からの期待があります。こうした**期待に応えることが一つの責務**といえるでしょう。また、その過程において公的な研究資金を使用するケースも多いだけに、そうしたものに込められた社会からの期待についても自覚しておかなくてはなりません。さらに、自分が携わる研究の意義と役割を一般に公開し、かつ積極的に分かりやすく説明すると共に、その研究が人間、社会、環境に及ぼしうる影響や起こしうる変化を、中立性・客観性をもって公表し、社会との建設的な対話を行っていくことが求められています。科学はさまざまな形で社会に貢献しています。この中で科学者は、**自分が生み出す専門知識や技術の質を担保する責任**を持ち、さらに**自分の専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献する責任**を持っています。このため科学者は、常に正直かつ、誠実に判断、そして行動し、自分の専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払うことが求められます。また、科学技術と社会・自然環境との関係を広い視野から理解し、適切に行動することが求められているのです。さらに、科学者の意図に反して研究成果が悪用されるという可能性も、深刻な問題として登場しています。科学者はこのような研究の両義性についても認識しておく必要があります。

〔参考〕

日本学術振興会「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」（日本語版（テキスト版））（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）：

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>

3. 研究不正行為の種類

不正行為には、「研究費の不正使用」と「研究活動上の不正行為」とに大別されます。とくに研究費の不正使用については、実態を伴わない虚偽の書類を作成し、実態があったものとして大学に書類を提出し、不正に研究費を支出させる行為は、私的流用をしていなくても、不正使用にあたりますので、適正な運用管理に努めてください。

3-1. 研究費の不正使用

故意又は重大な過失による、公的研究費の他の用途への使用又は本学の規程、法令並びに競争的資金等の交付決定の内容及びこれに付した条件等に違反した行為は、「研究費の不正使用」にあたります。「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正文部科学大臣決定）においては、研究費の不正使用を防止する観点から、配分先の機関においてさらなる適正な管理がなされるよう必要な事項が示されています。研究費の不正使用に関して、教職員が特に注意しなければならない禁止事項は次の3点です。

【研究費不正使用】

① カラ発注・預け金及び書類の書換え

架空の取引で大学に支払わせた代金を業者に預けること。

② カラ出張及び出張旅費の水増し請求・二重請求

実態を伴わない旅費の全部または一部を大学に支払わせること。

③ カラ謝金・給与

実態を伴わない謝金・給与の全部または一部を大学に支払わせること。

3－2．研究活動における不正行為

故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果の捏造、改ざん及び盗用等を指します。これらは、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）において、特定不正行為として定められています。また、その他の行為についても、不正行為として認識されるようになってきているものがあります。教職員が特に注意しなければならない特定不正行為等の禁止事項は、次のとおりです。

（1）特定不正行為

① 捏造（ねつぞう）

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

② 改ざん（かいざん）

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

③ 盗用（とうよう）

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語 を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

（2）その他の不正行為

① 論文等の二重投稿

他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること

② 不適切なオーサiership

論文著作者を適正に公表せずに論文を投稿すること

4. 研究不正行為の防止に関する取組み

4-1. 研究費の不正使用防止に関する取組み

「東京音楽大学における公的研究費取扱規程」において、本学における公的研究費等の運営・管理について、責任体制を定め、不正使用等を防止し、適切な運営・管理を行うこととしています。また、発注段階での財源の特定等、公的研究費の適正執行に係る事項を定めています。

(1) 責任体制

- ① 最高管理責任者（学長）
 - ・ 公的研究費の運営及び管理について最終責任を負います。
 - ・ 公的研究費の不正使用防止に関する基本方針を策定し、周知します。
 - ・ 統括管理責任者やコンプライアンス推進責任者が公的研究費の適切な運営及び管理を行えるよう必要な措置を講じます。
- ② 統括管理責任者（事務局長）
 - ・ 公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持ちます。
 - ・ 不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者です。
 - ・ 基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定及び実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示し、定期的に最高管理責任者へ報告します。
- ③ コンプライアンス推進責任者（各部局等の長、事務局にあっては財務施設部長）
 - ・ 部局等における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持ちます。
 - ・ 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ報告します。
 - ・ 不正使用の防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督します。
- ④ コンプライアンス推進副責任者
(必要に応じてコンプライアンス推進副責任者を任命することができます。)

(2) 公的研究費の適正執行について

① 物品の購入ルール

- ・競争的資金では、計画書に沿った執行が基本になります。計画書に無いものを購入しようとする場合は、計画の変更を申請する必要となることもありますので、競争的資金のルールを確認してください。
- ・研究者等は、公的研究費の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注してください。(東京音楽大学における公的研究費取扱規程第 17 条)
- ・発注又は契約する際は、コンプライアンス推進責任者等が、研究者等と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のための措置を講じることがあります。(東京音楽大学における公的研究費取扱規程第 18 条)
- ・研究者等が国内で物品の購入等を行い、かつ、研究者等本人が検収行為を行う場合は、原則として事務局による契約の履行事実の確認を受けなければなりません。(東京音楽大学における公的研究費取扱規程第 19 条)
- ・年度末における予算消化のため、必要以上に消耗品を購入することはできません。計画的に執行してください。
- ・競争的資金で購入した物品は、図書を含めてすべて本学に帰属します。補助事業終了後または退職時には、必ず本学研究支援室までご返却をお願いします。

② 旅費ルール

- ・ 科研費において、学生を教育目的で出張させることは認められません。研究代表者または研究分担者ご本人以外の出張について、科研費を支出しようとする場合は、必ず出張前に研究支援室にご相談いただき、ルールの確認をお願いします。
- ・ 基本的に旅費の執行は、研究者の立替払いです。
- ・ 交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃）、日当、宿泊料が旅費として支給されます。
- ・ 出張前に所定の届出に必要事項を記入し、大学に届け出てください。
- ・ 出張終了後は、所定の報告書を証憑書類と合わせて提出してください。

③ 謝金・人件費ルール

- ・ 必ず、研究支援室に事前相談をお願いします。
- ・ 講演、研究補助・資料整理の補助業務、翻訳、原稿作成等（以下「業務等」）の業務を依頼する場合は、謝金を支払うことができます。
- ・ 本学において謝金等を支出する場合は、都度、支出伺いを作成する必要があります。金額は、常識の範囲内で適切に設定をしてください。
- ・ 非常勤職員等を雇用等する場合は、事務局が日常的に勤務事実の確認を行います。ただし、事務局による日常的な確認が困難な場合にあっては、定期的に確認する方法を講じます。

・業務等が終了したら、以下の書類をすべて揃えて研究支援室にご提出ください。

- ・ 稼働報告
- ・ 業務等を実施したことがわかる書類（例：翻訳業務→翻訳文書 等）
- ・ 科研費購入伝票
- ・ 銀行振込依頼書

・ 謝金、人件費は原則、用務実施者ご本人名義の口座振込となります。

・ 補助業務等の実施は年度末に集中することなく、計画的に執行をお願いします。

④ 具体的な手続きについて

ご不明な点等につきましては、お早めに研究支援室までお問い合わせください。

【研究支援室】

電 話：03-6455-2744（直通）

携 帯：080-4196-6996

内 線：8808、8120

メール：kenkyu-shien@tokyo-ondai.ac.jp

4－2. 研究活動における不正防止に関する取組み

「東京音楽大学の研究活動における不正防止規程」において、本学における研究活動に対し、学長を統括管理責任者、各部局の長を研究倫理教育責任者とした責任体制を定め、不正行為を防止するための対策を講じるとともに、研究倫理教育を行うこととしています。また、研究者等の責務として研究倫理教育の受講等を義務付けています。

(1) 責任体制

① 統括管理責任者（学長）

- ・ 研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、本学全体を統括する実質的な責任と権限を有しています。
- ・ 公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じます。
- ・ 研究活動の不正行為への対応を責任者として実施します。

② 研究倫理教育責任者（各部局の長）

- ・ 研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持ちます。
- ・ 研究者等に対する研究倫理教育を行います。
- ・ 各部局における研究分野の特性に応じた研究倫理教育を定期的を実施します。

③ 研究倫理教育副責任者

（必要に応じて研究倫理教育副責任者を置くことができます）

(2) 研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務

研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、研究分担者等他者による不正行為の防止に努めなければなりません。本学において研究活動を行う者に対し、次の事項を研究者としてわきまえるべき基本的な注意事項として実施を求めています。

① 研究倫理教育の受講

研究者等は、研究を遂行する上で求められる行動・態度の倫理規範を修得するために、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等の受講を義務付けられています。

教 材：本ハンドブック

対象者：

- ・ 本学において研究活動に従事する教職員（非常勤である者及び研究支援者を含む。）
- ・ 学生（原則として大学院生を対象とするが、学部学生も受講可としている。研究生その他本学において修学する者を含む。）
- ・ 本学の施設及び設備を利用して研究活動を行う者

② 誓約書の提出

研究者等は、不正行為を行わないこと、規則に反して不正行為を行った場合は本学や当該事案に係る研究資金配分機関等からの処分及び法的な責任を負うことを明記した誓約書の提出を義務付けられています。

③ 研究者等における研究資料等の保存

研究者等は、研究活動の正当性を証明する手段を確保するとともに、第三者の検証が可能となるよう実験ノート、実験データその他の研究資料を一定期間適切に保存し、管理する必要があります。

それらの研究資料は、研究活動の不正行為があったとして告発された場合、研究活動の透明性を説明する資料となり、開示の必要性や相当性が認められる場合には、これを開示しなければなりません。

本学において、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等については、原則として研究成果発表時点から 10 年間保存することとしています。

5. 研究不正への対応

研究不正が発覚した場合、学内の処分・法律上の処分・資金配分機関の処分をそれぞれ受けることがあります。

- 学内の処分

学校法人東京音楽大学就業規則第 36 条等に基づき、処分を受けます。

- 法律上の処分

本学または資金配分機関からの民事及び刑事告訴を受けることがあります。

- 資金配分機関の処分

研究活動の不正行為または不正使用等について、それぞれ次頁以降の各表に基づき、処分を受けます。

5－1. 研究費の不正使用

科研費の不正な使用等が行われた研究の遂行に研究代表者・研究分担者等として加わった者が行う研究は、一定期間、科研費交付対象から除外され、応募資格が制限されます。応募資格が制限された研究者については、当該不正の概要が文部科学省のホームページにおいて公表されます。

不正使用及び不正受給に係る交付制限／応募制限の対象	不正使用の程度		交付しない期間／応募制限期間
不正使用 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	個人の利益を得るための 私的流用		10 年
	私 的 流 用 以 外	(1) 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
		(2) (1) 及び (3) 以外のもの	2～4 年 (社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断される)
		(3) 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
不正受給 偽りその他不正な手段により科学研究費補助金を受給した研究者 及びそれに共謀した研究者	—		5 年
善管注意義務違反※ 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者	—		1～2 年 (善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、判断される)

※**善管注意義務違反** 自ら不正使用に関与していない場合でも、研究資金の管理責任者としての責務を全うしなかった場合を指します。

5. 研究不正への対応

【参考１】不正使用等に係る配分機関、研究機関の措置の例

〔預け金、品名替え、私的流用〕

不正の概要	文部科学省等 配分機関の対応	研究機関の対応
科学研究費補助金において、 架空発注 により消耗品等を購入したように装い、研究機関から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ研究機関に保管された 納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた 。また、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、 実際には異なる物品を納品させていた 。また、うち１名は、一部を 私用物品の購入費に充てていた 。	○補助金の返還命令 １３，５５３万円 ○応募資格の停止 ５年：１人 ４年：２８人 ３年：５人 ２年：２人 １年：７人	懲戒解雇相当～ 訓告

〔カラ謝金〕

不正の概要	文部科学省等 配分機関の対応	研究機関の対応
科学研究費補助金において、学生に虚偽の出勤簿を作成させ、研究機関に 謝金の架空請求 を行わせ、当該架空請求に係る謝金を回収し、これを 規則に基づかない謝金手続きの原資に充てていた 。	○補助金の返還命令 １３２万円 ○応募資格の停止 ４年：１人	停職１ヶ月

〔預け金、カラ謝金〕

不正の概要	文部科学省等 配分機関の対応	研究機関の対応
科学研究費補助金において、架空発注により、消耗品等を購入したように装い、研究機関から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ研究機関に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。 また、出張実態の伴わない旅費の請求あるいは、出張旅費の申請時に研究機関に申告した内容と異なる日程で出張したにもかかわらず、その旨を報告せず、研究機関に当初の申請額（全額）の支払いを行わせることによって不正（不当）に旅費の支給を受けていた。	○補助金の返還命令 3 4 万円 ○応募資格の停止 4 年：1 人	停職 8 ヶ月

〔不正受給、目的外使用〕

不正の概要	文部科学省等 配分機関の対応	研究機関の対応
科学研究費補助金等において、別の研究者の名義での応募や、応募書類に虚偽の記載等を行い、交付を受けていた。 また、交付された科研費を補助事業以外の研究に使用していた。	○補助金の返還命令 7, 0 2 9 万円 ○応募資格の停止 5 年：1 1 人 2 年：1 人	懲戒解雇～ 減給 1 ヶ月

【参考 2】研究費の不正使用例

	項目	概要
①	カラ発注（預け金）及び書類の書換え	研究費が余ったため架空の発注を行い、大学から支払われた研究費を業者に預け金として管理させ、翌年度以降に消耗品等を納品させた。
②	カラ発注（預け金）及び書類の書換え	研究費が不足して業者への支払いができないことを知りながら、業者に物品等を納品させ、後日、架空取引を指示し、当該物品等の代金を支払った。
③	カラ発注（預け金）及び書類の書換え	当該経費では執行できない什器類の購入や施設改修工事費用に充当するため、業者取引実態と異なる虚偽の書類作成を指示し、大学に支払わせた。
④	カラ出張及び出張旅費の水増し請求・二重請求	他の機関から旅費の支給を受けたにも関わらず、大学に同じ旅行の旅費を請求し、二重に旅費を受領した。
⑤	カラ出張及び出張旅費の水増し請求・二重請求	予定を変更して日帰りしたが、事前申請のとおり 1 泊 2 日の旅費を請求し受領した。
⑤	カラ出張及び出張旅費の水増し請求・二重請求	出張を取りやめたにも関わらず、偽りの出張報告をして不正に旅費を受領し、当該研究目的以外の出張に流用した。
⑦	カラ出張及び出張旅費の水増し請求・二重請求	私的な旅行や補助事業の遂行に直接必要ではない旅費を、請求し受領した。
⑧	カラ給与	研究協力者や学生等に支払う給与について、実際より多い作業時間で稼働報告させ大学に請求し、研究費を不正に支出させた。

5－2．研究活動における不正行為

不正行為認定者は、以下の表に示す期間、科研費の交付対象から除外され、応募資格が制限されます。

不正行為への関与に係る分類		学術的・社会的影響度行為の悪質度	除外期間
不正行為に関与した者	ア) 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	イ) 不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	5 ～ 7年
		当該論文等の責任著者以外の者	2 ～ 3年
		当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	3 ～ 5年
	ウ) その他、ア) 及びイ) を除く不正行為に関与した者		2 ～ 3年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの	2 ～ 3年
		当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは不正行為の悪質度が小さいと判断されるもの	1 ～ 2年

5．研究不正への対応

【参考１】研究活動における不正行為に係る配分機関、研究機関の措置の例

〔捏造、改ざん〕

不正の概要	文部科学省等 配分機関の対応	研究機関の対応
科学研究費補助金を使用して発表した6論文の画像について、一つの 実験データや画像を複製し、別の目的のためのデータや画像として使用する捏造、改ざん を行った。	○補助金の返還命令 220万円 ○応募資格の停止 10年：1人、 3年：1人、 1年：1人	懲戒解雇～ 停職1ヶ月

〔盗用〕

不正の概要	文部科学省等 配分機関の対応	研究機関の対応
2論文において盗用。また、科研費の実績報告書や研究計画調書に 存在しない論文を記載 した。	○補助金の返還命令 350万円 ○応募資格の停止 10年：1人	懲戒解雇相当

6. 不正行為の防止に関する対応窓口

「東京音楽大学の研究活動における不正防止規程」及び「東京音楽大学における公的研究費取扱規程」に定めるとおり、不正行為の防止に関する対応窓口を設置しています。

【方法】

- 書面、ファクシミリ、電子メールを窓口に提出または、電話もしくは面談等により、行ってください。
- 告発は原則顕名によるものとし、次のことを明示してください。
 - ・不正行為を行ったとする研究者または研究グループ等の氏名または名称
 - ・不正行為の具体的内容
 - ・行為内容を不正とする合理的理由

6－1. 研究費の不正使用

相談窓口 研究支援室

TEL 03-6455-2744 FAX 03-6455-2700

E-mail kenkyu-shien@tokyo-ondai.ac.jp

通報窓口 財務課

TEL 03-6455-2747 FAX 03-6455-2773

E-mail keirika@tokyo-ondai.ac.jp

6－2. 研究活動における不正行為

告発・相談受付窓口 研究支援室

TEL 03-6455-2744 FAX 03-6455-2700

E-mail kenkyu-shien@tokyo-ondai.ac.jp

郵送物送付先 〒153-8622 東京都目黒区上目黒 1-9-1

6. 不正行為の防止に関する対応窓口

7. 利益相反について

産学官連携や他機関との共同活動においては、本学に所属する教職員が学外の企業や団体と経済的利害関係を持つことになります。本学は、産学官連携活動を推進するにあたり、教育や研究への信頼が損なわれないように、また、教職員等が利益相反の特徴を明確に理解したうえで、安心してこれらの活動に取り組める環境整備に努めています。

利益相反

「狭義の利益相反」と「責務相反」の双方を含む概念を、「利益相反」といいます。

➤ 「狭義の利益相反」

産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬等）と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状態

＊狭義の利益相反には、「個人としての利益相反」と「大学（組織）としての利益相反」があります。

「個人としての利益相反」

教職員等個人が得る利益と教職員等個人の大学における責任との相反

「大学（組織）としての利益相反」

教職員等個人が得る利益と大学組織の社会的責任との相反

➤ 「責務相反」

教職員等が兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業に対する職務遂行責任が両立しえない状態

利益相反マネジメントの基本的な考え方

- ① 本学は、教育・研究活動をさらに発展させるため、建学の精神の理念に基づき、研究活動の活性化を図るとともに、産学官連携による大学の研究成果の社会還元を積極的に推進します。また、教職員等のそのような活動を奨励し支援するものとし、その過程で生じる利益相反を適正にマネジメントします。
- ② 本学は、教職員等が安心して産学官連携活動に取り組めるよう、教職員等の表現の自由及び学問の自由に配慮しつつ、利益相反マネジメント体制を構築し、利益相反を適切に管理します。
- ③ 本学は、個別事例に応じて多様な解決方法を提案・実施するための手続き・体制を構築します。

8. 不正行為の防止に関する規程等

- 東京音楽大学における公的研究費の使用に関する行動規範
- 東京音楽大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針
- 東京音楽大学における公的研究費取扱規程
- 東京音楽大学における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱規則
- 東京音楽大学公的研究費不正使用防止計画
- 東京音楽大学における公的研究費の管理・監査の体制
- 東京音楽大学の研究活動における不正防止規程
- 学校法人東京音楽大学利益相反ポリシー
- 学校法人東京音楽大学利益相反マネジメント規程

【参考】

- 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日改正文部科学大臣決定）
- 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）